

任意継続組合員に係る申出手続き等について

地方公務員等共済組合法第 144 条の 2 の規定に基づき退職の日の前日まで引き続き 1 年以上（組合員期間にして 1 年と 1 日以上）組合員であった方に退職後も引き続き共済組合の短期給付等が適用される任意継続組合員制度につきましては、申出及び掛金の払込み等の手続きを退職の日から起算して 20 日を経過する日までに行うこととされております。

のことから、本来の手続きでは退職後に掛金の払込みをしていただくことにより任意継続組合員としての「資格情報通知書（組合員及び被扶養者分）」、健康保険証利用登録されたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を有していない方には「資格確認書（組合員及び被扶養者分）」及び「高齢受給者証（70 歳以上の方）」（以下「資格情報通知書等」という。）を発行しておりますが、年度末に伴い組合員及び被扶養者の更なる利便に供することを目的として、年度内（退職前）に任意継続組合員となる諸手続きを行うことができるよう下記のとおり取扱いますので、ご理解ご協力をお願ひいたします。

記

1. 申込方法等について

(1) 年度末退職者で年度内に手続きを希望される場合

所属所を経由して、次のとおり期日内に手続きを行っていただくことにより、令和 8 年 4 月 1 日から任意継続組合員としての資格を継続することができます。

《再就職予定・家族の扶養に加入を予定している方へ》

～ 手続きの際のお願い～

任意継続組合員の資格取得について、年度内でなくても下記(2)の方法により、退職後 20 日以内であれば手続きを行えます。

健康保険の重複加入を防ぐためにも、4 月 1 日以降の状況が未確定（再就職の可能性がある場合や、家族の扶養となる可能性がある場合等）の方については、必ず下記(2)の手続きで申し出を行ってください。

① 「任意継続組合員資格取得申出書」（別添。以下「申出書」という。）の提出について

手続きを行う場合、提出期日までに「申出書」（当組合のホームページよりダウンロードすることができます）をご提出いただきます。

記入の際には「掛金の払込方法」を記載いただきますが、掛金の額・振込方法等の詳細については「2. 任意継続掛金の取り扱いについて」及び別添「～大切なお知らせ～」をご確認ください。

提出先：お勤めの所属所の「共済組合事務担当課」

提出期日：お勤めの所属所が「指定する日」

（なお、所属所から当組合への提出期限は、令和 8 年 3 月 3 日（火）必着となります。）

②「任意継続掛金の払込通知」の送付について

①の期日までに申請をされた方について、申出者ごとの「振込依頼書」を所属所宛に送付いたします。

「振込依頼書」が配付されますので、以下の期日までに振込を行ってください。

また、期日までに払込みがなされない方は、退職日までに「資格情報通知書等」が交付できませんので、ご注意ください。

振込期日：令和8年3月19日（木）

③「資格情報通知書等」の交付について

②の期日までに払込手続きが完了された方の「資格情報通知書等」を「お勤めの所属所」あて、令和8年3月25日（水）に送付する予定です。

共済組合事務担当課において、「資格情報通知書等」を交付します。現在、「資格確認書（組合員及び被扶養者分）」及び「高齢受給者証」の交付を受けている場合は交換によって交付することとなりますので、新たな「資格情報通知書等」の交付を受ける際は必ず「資格確認書」等を全て返却してください。

なお、紛失等されてしまった場合は「始末書（当組合のホームページよりダウンロードすることができます）」をご記入いただき、提出してください。

おって、「申出書」の「資格確認書要否」欄にが付された場合であっても、マイナ保険証をお持ちであることが当組合で確認できた方には「資格確認書」は交付できないこととされておりますのでご承知おきください。

(2) 年度末退職者で上記(1)の例によらず、退職日以後に手続きをする場合

① 現在お持ちの「資格確認書」等の回収について

「資格確認書（組合員及び被扶養者分）」及び「高齢受給者証」の交付を受けている場合は、退職時に、所属所に必ず返却または「始末書」の提出をしてください。

全ての「資格確認書」等が回収等できていない場合、「資格情報通知書等」の発行がでませんので十分ご注意ください。

②「任意継続組合員資格取得申出書」の提出について

以下の提出期限までに、直接、退職者から本組合宛てに「申出書」を提出（郵送等）していただきます。

なお、提出期日を過ぎた場合は任意継続組合員となることができなくなりますのでご注意ください。

提出期日：令和8年4月17日（金）必着

③「任意継続掛金の払込通知」の送付について

②の提出が確認でき次第、順次、「振込依頼書」を本組合から申出者の住所宛て送付いたします。以下の期日までに振込を行ってください。

掛金の振込期日：「振込依頼書」に記載された納付期限

④「資格情報通知書等」の送付について

初回の掛金の振込みが確認できましたら、順次、「資格情報通知書等」を任意継続組合員の住所宛て送付いたします。

なお、上記①③と同様に「申出書」の「資格確認書要否」欄に☑が付された場合であっても「資格確認書」は交付できない場合がありますのでご承知ください。

2.任意継続掛金の取り扱いについて

任意継続掛金には、医療保険に係る短期掛金と介護保険に係る介護掛金（40歳以上65歳未満の方が対象）があります。令和8年度からは、これらとあわせて子ども子育て支援掛金の徴収が始まることとされています。掛金は、次の①・②のうちいずれか少ない額に、短期・介護・子ども子育て支援金の掛金率を乗じて算出します。

また、払込方法は「月払い」「半年払い」「年払い（年度単位）」の3通りがあり、半年払いと年払いには「前納割引制度」が適用されます。

なお、申出者ごとの掛金については、「振込依頼書」を送付する際に、調定計算の結果を表記した「任意継続掛金計算書」を同封いたしますのでご確認ください。

【任意継続組合員の掛金の算定方法】…以下(1)～(3)の「合計額」が1か月分の掛金となります。

① 退職時のご自身の標準報酬月額

② 令和7年9月30日の全組合員の標準報酬の月額の平均額を標準報酬等級表に当てはめた額

（参考：令和7年9月30日の平均標準報酬月額の見込み320,000円※¹）

$$(1) \text{短期掛金(月額)}^{※2} = [\text{①・②のいずれか少ない額}] \times [\text{令和8年度短期掛金率}^{※1}]$$

(参考：令和7年度は100/1,000)

$$(2) \text{介護掛金(月額)}^{※2} = [\text{①・②のいずれか少ない額}] \times [\text{令和8年度介護掛金率}^{※1}]$$

(参考：令和7年度は14.12/1,000)

$$(3) \text{子ども子育て支援掛金(月額)}^{※2} = [\text{①・②のいずれか少ない額}] \times [\text{令和8年度子ども子育て支援掛金率}^{※1}]$$

(参考：令和8年度新設 2.3/1,000)

※1 令和7年9月30日の平均標準報酬月額及び令和8年度の短期・介護・子ども子育て支援掛金率は3月上旬頃決定します。

※2 被扶養者の有無、人数にかかわらず上記の算定額が掛金となります。

《参考》「標準報酬月額 320,000 円」、「短期・介護掛金については令和 7 年度の掛金率」、「子ども子育て支援掛金については令和 8 年度の掛金率」による計算例

短期任意継続掛金(月額)	: 32,000 円
介護任意継続掛金(月額)	: 4,518 円
子ども子育て支援任意継続掛金(月額)	: 736 円
合計任意継続掛金(月額)	: 37,254 円

	年間払込金額	毎月払いと比較した割引額
毎月払い (前納割引無し)	447,048 円 (各月 37,254 円 × 12 月)	—
半年前納払い (前納割引あり)	442,694 円 (4 月～9 月分 : 221,709 円、 10 月～翌年 3 月分 : 220,985 円)	年 4,354 円の割引
1 年前納払い (前納割引あり)	439,112 円	年 7,936 円の割引

(備考)

上記以外の標準報酬月額に対応する任意継続掛金額については、別表「【試算】令和 8 年度 任意継続掛金早見表」をご参照ください。

前納期間中に任意継続組合員資格を喪失することとなった場合は、未経過期間の掛金を後日還付させていただきます。

3. 国民年金への加入について

任意継続組合員には、年金制度上の適用がありません。

60 歳未満で退職したときは、60 歳になるまで国民年金に加入する必要があります。お住まいの市町村の市役所または町村役場の国民年金担当窓口等で国民年金の加入手続きを行ってください。

また、在職中に 60 歳未満の配偶者を被扶養者としていた場合、退職に伴い「国民年金第 3 号被保険者」の資格がなくなります（「国民年金の第 1 号被保険者」となる）ので、配偶者の国民年金の加入手続きを行ってください。

4. 被扶養者の取り扱いについて

在職中に認定されていた被扶養者につきましては任意継続組合員の資格取得後も引き続き被扶養者となります。

ただし、被扶養者の有効期限が以下の状況にある方につきましては、以下の契機にて「継続認定の申告」又は「取消の申告」が必要となります。

また、有効期限内であっても、主たる生計維持者の変更や就職等、被扶養者としての要件を欠くに至った場合は、必ず「取消の申告」を行ってください。

(1) 「有効期限」が組合員の「退職日と同日」の方

- ① その後も継続して被扶養者として認定を受ける場合

被扶養者の「継続認定の申告」が必ず必要になりますので、令和 8 年 5 月 1 日（金）（必

着)までに「被扶養者申告書（継続）」及び「必要書類等」を提出してください。

なお、退職前（3月中）に手続きを行うことができますのでお早めの手続きをお願いいたします（退職前は所属所経由で手続きが可能です）。

② 有効期限をもって被扶養者を取消す場合（4月1日付で就職する場合等）

被扶養者の「取消の申告」が必ず必要になりますので、令和8年4月1日以後速やかに「被扶養者申告書（取消）」及び「必要書類等」を提出（郵送等）してください。

（2）「有効期限」が組合員の「退職日より後」の方

任意継続組合員資格取得時には、その方の「資格情報通知書」等は発行されます。

有効期限内であっても、主たる生計維持者の変更や就職等、被扶養者としての要件を欠くに至った場合は、必ず「取消の申告」を行ってください。

なお、「有効期限の前月」となった場合、当組合より手続きの案内を通知いたしますので必ず手続きをお取りください。

【お問合せ先】

担当：年金課 調定担当・資格担当

TEL 055-232-7311

任意継続組合員資格取得申出書

No.

退職時の 記号番号	—	退職時の 所属所名			
フリガナ 氏名		生年月日、性別及び年齢	昭和 年月日 平成 (才)	年月日	男 女
組合員資格 取得年月日	昭和 平成 令和 年月日	年月日	退職 年月日	令和 年月日	年月日
住所	〒 —			資格確認書 発行要否	発行が必要 <input type="checkbox"/>
電話番号	()				
退職時の短期給付に 係る標準報酬月額	円	備考			
掛金払込方法 該当するも のに○を附 してください。	1. 毎月納付する。 2. 6ヶ月ごと前納する。 (4月～9月、10月～翌年3月まで) 3. 12ヶ月ごと前納する。 (4月～翌年3月まで) (注) 年度中途の加入の場合は、上記2又は3の残存月数が前納 の月数になります。				
上記のとおり、地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の適用を受けたい ので申し出ます。					
山梨県市町村職員共済組合理事長 殿 令和 年月日 申出者氏名					

- (注) 1. 当該申出は、退職の日を基準として20日以内に行ってください。
 2. 退職時に認定されていた被扶養者に異動（認定・取消等）がある場合のみ「被扶養者
申告書」を提出してください。
 3. 初めて払い込むべき任意継続掛金は、退職の日から起算して20日までに共済組合に払
い込んでください。また、それ以降の任意継続掛金については、任意継続組合員の資格
を継続しようとする月の前月の末日までに共済組合に払い込んでください。
 4. 電話番号は必ず連絡がとれる番号を記入してください。
 5. 任意継続掛金の払込方法において、2または3の前納による払込を選択した場合には、
割引が適用された掛けとなります。

【共済組合使用欄】

組合員証等	整理簿	調定	電算機
/			/

任意継続組合員資格取得申出書

No.

退職時の 記号番号	999 — 99999	退職時の 所属所名	○○市
フリガナ	キョウサイ タロウ	生年月日、性別及び年齢	昭和 41 年 12 月 1 日 男 平成 (59 才) 女
氏名	共済 太郎		
組合員資格 取得年月日	昭和 平成 1 年 4 月 1 日 令和 年 月 日	退職 年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
住所	〒 408 — 0827 山梨県 甲府市 蓬沢 1-15-35		資格確認書 発行要否
電話番号	055 (232) 7311		
退職時の短期給付に 係る標準報酬月額	○○○, ○○○ 円	備考	
掛金払込方法 該当するも のに○を附 してください。	1. 毎月納付する。 2. 6ヶ月ごと前納する。 (4月～9月、10月～翌年3月まで) 3. 12ヶ月ごと前納する。 (4月～翌年3月まで) (注) 年度中途の加入の場合は、上記2又は3の残存月数が前納 の月数になります。		
上記のとおり、地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の適用を受けたい ので申し出ます。 山梨県市町村職員共済組合理事長 殿 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 申出者氏名 共済 太郎			

- (注) 1. 当該申出は、退職の日を基準として20日以内に行ってください。
 2. 退職時に認定されていた被扶養者に異動（認定・取消等）がある場合のみ「被扶養者
申告書」を提出してください。
 3. 初めて払い込むべき任意継続掛金は、退職の日から起算して20日までに共済組合に払
い込んでください。また、それ以降の任意継続掛金については、任意継続組合員の資格
を継続しようとする月の前月の末日までに共済組合に払い込んでください。
 4. 電話番号は必ず連絡がとれる番号を記入してください。
 5. 任意継続掛金の払込方法において、2または3の前納による払込を選択した場合には、
割引が適用された掛け金となります。

【共済組合使用欄】

組合員証等	整理簿	調定	電算機
/			/

(R7. 4)

① 組合員の記号番号・所属機関名(市町村・一部事務組合)・氏名・生年月
日・性別・年齢をそれぞれ記入してください。

② 組合員の資格取得年月日と退職年月日をそれぞれ記入してください。

③ 住所を記入してください。
マイナ保険証をお持ちでない場合は、資格確認書発行要否欄の□にレ点を記入してください。

④ 電話番号を記入してください。

⑤ 退職時の短期給付に係る標準報酬月額を記入してください。

⑥ 掛金の払込方法を、毎月ごと・6ヶ月ごと・12ヶ月ごとの3つから
ひとつ選んで○をつけてください。

⑦ 申出年月日(退職の日を基準として20日以内の日を記入してください。)
と組合員の氏名を記入してください。

～大切なお知らせ～

令和8年4月以降「任意継続組合員となる予定の方」へ

- ① 「子ども子育て支援掛金」の徴収が開始されます
- ② 任意継続掛金の振込みには振込手数料がかかります

① 『子ども子育て支援掛金』の徴収が開始されます

こども未来戦略「加速化プラン」で定められた、児童手当の拡充などの子育て支援の拡充は既に実施されており、その財源の一部となる「子ども・子育て支援金」については、令和8年度から全ての世代の皆さま・事業主から医療保険の保険料とあわせて拠出いただくことが法律に規定されております。

共済組合においても令和8年4月分から短期給付に係る掛金（医療保険の保険料）と介護保険に係る掛金とあわせて、子ども子育て支援掛金を徴収することとされましたので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

② 任意継続掛金の振込みには振込手数料がかかります

任意継続組合員の皆さまから共済組合へ「振込依頼書」を使用して掛金の振込み（送金）を行う際は、所定の「振込手数料」の負担が生じます。

銀行窓口での振込みよりもATMまたはインターネットバンキングをご利用いただくことで振込手数料を軽減できますので、ご利用の際は、「振込先口座情報」及び「振込金額」をご確認のうえ手続きを行っていただきますようお願いいたします。

特に、任意継続組合員の掛金払込方法を「毎月納付」にされている方は毎月の振込みごとに振込手数料がかかることとなりますので、掛金払込方法を選択される際は、この点も考慮していただきますようお願いいたします。

なお、前納されている方が期間内で任意継続組合員資格を喪失することとなった場合は、未経過期間の掛金が後日還付されることとなります。

《参考》他の金融機関からの振込みも可能ですが、参考までに山梨中央銀行の振込手数料については、山梨中央銀行ホームページ（<https://www.yamanashibank.co.jp/fee/transfer.html>）にてご確認ください。

担当：年金課 調定担当

T E L : 055-232-7311

◆【試算】令和8年度 任意継続掛金早見表◆（任意継続組合員資格取得月が4月の場合）

(注1) 介護掛金の対象者は、40歳以上65歳未満の組合員です。

(注2) 任意継続掛金の基準となる標準報酬月額の上限を23級320,000円として算定しています。

(注3) 短期・介護掛金については令和7年度の掛金率、子ども子育て支援掛金については令和8年度の掛金率で算定しています。

報酬月額（円）	等級	標準報酬月額 (千円)	①毎月払い				②半年前納払い								③1年前納払い					
			短期掛金	介護掛金	子ども子育て支援掛金	毎月合計	年間合計	前期短期掛金	前期介護掛金	前期子ども子育て支援掛金	前期合計 (4月～9月)	後期短期掛金	後期介護掛金	前期子ども子育て支援掛金	後期合計 (10月～翌年3月)	年間合計	短期掛金	介護掛金	子ども子育て支援掛金	年間合計
円以上 ~ 円未満			100%	14.12%	2.3%			100%	14.12%	2.3%		100%	14.12%	2.3%		100%	14.12%	2.3%		
0 ~ 63,000	1級	58	5,800	818	133	6,751	81,012	34,517	4,868	792	40,177	34,405	4,852	789	40,046	80,223	68,364	9,642	1,568	79,574
63,000 ~ 73,000	2級	68	6,800	960	156	7,916	94,992	40,469	5,713	928	47,110	40,337	5,695	925	46,957	94,067	80,151	11,315	1,839	93,305
73,000 ~ 83,000	3級	78	7,800	1,101	179	9,080	108,960	46,420	6,552	1,065	54,037	46,268	6,531	1,062	53,861	107,898	91,938	12,977	2,110	107,025
83,000 ~ 93,000	4級	88	8,800	1,242	202	10,244	122,928	52,371	7,391	1,202	60,964	52,200	7,367	1,198	60,765	121,729	103,725	14,639	2,381	120,745
93,000 ~ 101,000	5級	98	9,800	1,383	225	11,408	136,896	58,322	8,231	1,339	67,892	58,132	8,204	1,335	67,671	135,563	115,512	16,301	2,652	134,465
101,000 ~ 107,000	6級	104	10,400	1,468	239	12,107	145,284	61,893	8,736	1,422	72,051	61,691	8,708	1,418	71,817	143,868	122,584	17,303	2,817	142,704
107,000 ~ 114,000	7級	110	11,000	1,553	253	12,806	153,672	65,464	9,242	1,506	76,212	65,250	9,212	1,501	75,963	152,175	129,657	18,305	2,982	150,944
114,000 ~ 122,000	8級	118	11,800	1,666	271	13,737	164,844	70,225	9,915	1,613	81,753	69,996	9,882	1,608	81,486	163,239	139,086	19,637	3,194	161,917
122,000 ~ 130,000	9級	126	12,600	1,779	289	14,668	176,016	74,986	10,587	1,720	87,293	74,741	10,553	1,714	87,008	174,301	148,516	20,969	3,406	172,891
130,000 ~ 138,000	10級	134	13,400	1,892	308	15,600	187,200	79,747	11,260	1,833	92,840	79,487	11,223	1,827	92,537	185,377	157,945	22,301	3,630	183,876
138,000 ~ 146,000	11級	142	14,200	2,005	326	16,531	198,372	84,508	11,932	1,940	98,380	84,232	11,893	1,934	98,059	196,439	167,375	23,633	3,843	194,851
146,000 ~ 155,000	12級	150	15,000	2,118	345	17,463	209,556	89,269	12,605	2,053	103,927	88,978	12,564	2,046	103,588	207,515	176,804	24,965	4,067	205,836
155,000 ~ 165,000	13級	160	16,000	2,259	368	18,627	223,524	95,220	13,444	2,190	110,854	94,910	13,400	2,183	110,493	221,347	188,591	26,627	4,338	219,556
165,000 ~ 175,000	14級	170	17,000	2,400	391	19,791	237,492	101,172	14,283	2,327	117,782	100,841	14,236	2,319	117,396	235,178	200,378	28,289	4,609	233,276
175,000 ~ 185,000	15級	180	18,000	2,541	414	20,955	251,460	107,123	15,122	2,464	124,709	106,773	15,073	2,456	124,302	249,011	212,165	29,951	4,880	246,996
185,000 ~ 195,000	16級	190	19,000	2,682	437	22,119	265,428	113,074	15,961	2,601	131,636	112,705	15,909	2,592	131,206	262,842	223,952	31,613	5,151	260,716
195,000 ~ 210,000	17級	200	20,000	2,824	460	23,284	279,408	119,025	16,806	2,738	138,569	118,637	16,752	2,729	138,118	276,687	235,739	33,286	5,422	274,447
210,000 ~ 230,000	18級	220	22,000	3,106	506	25,612	307,344	130,928	18,485	3,011	152,424	130,501	18,424	3,002	151,927	304,351	259,313	36,610	5,964	301,887
230,000 ~ 250,000	19級	240	24,000	3,388	552	27,940	335,280	142,830	20,163	3,285	166,278	142,364	20,097	3,274	165,735	332,013	282,887	39,934	6,506	329,327
250,000 ~ 270,000	20級	260	26,000	3,671	598	30,269	363,228	154,733	21,847	3,559	180,139	154,228	21,776	3,547	179,551	359,690	306,461	43,270	7,049	356,780
270,000 ~ 290,000	21級	280	28,000	3,953	644	32,597	391,164	166,635	23,525	3,833	193,993	166,092	23,449	3,820	193,361	387,354	330,035	46,594	7,591	384,220
290,000 ~ 310,000	22級	300	30,000	4,236	690	34,926	419,112	178,538	25,210	4,106	207,854	177,955	25,127	4,093	207,175	415,029	353,609	49,930	8,133	411,672
310,000 ~ 330,000	23級	320	32,000	4,518	736	37,254	447,048	190,441	26,888	4,380	221,709	189,819	26,800	4,366	220,985	442,694	377,183	53,254	8,675	439,112